		⑵　⑴の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。 ⑶　⑴アの音声収容ルータＰＴＮ対向１Ｇポート数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものをメタルＩＰ音声系音声収容ルータＰＴＮ対向１Ｇポート数とする。 ⑷　⑴アのメタル回線収容装置用Ｌ２ＳＷ対向１Ｇポート数及び⑶のメタルＩＰ音声系音声収容ルータＰＴＮ対向１Ｇポート数の合計に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数とする。 ３　投資額の算定 次の算定式により局ごと音声収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容ルータ投資額を算定する。 局ごと音声収容ルータ投資額 ＝メタルＩＰ音声系冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容ルータユニット単価 ＋メタルＩＰ音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数×音声収容ルータインタフェース単価 ＋メタルＩＰ音声系冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容ルータソフトウェア単価
共用収容ルータ	１　共用収容ルータの設置基準 音声収容ルータを設置しない収容局には、共用収容ルータを設置する。 ２　設備量の算定 ⑴　共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア　共用収容ルータ１Ｇインタフェース数（メタル回線収容装置用Ｌ２ＳＷ対向１Ｇポート数、ＯＬＴ対向１Ｇポート数及びＡＤＳＬ地域ＩＰ１Ｇポート数の合計）を共用収容ルータ１Ｇボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ１Ｇボード数とし、これを共用収容ルータ１ユニット当たり最大１Ｇボード数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）